（１０）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

資料７

**１．都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）**

（１）基本的考え方

1. **自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握**

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みを推計するとともに、実情把握に向けた計画を策定すること。

1. **社会的養護経験者等の自立に向けた取組**

　児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施を含めた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向けた計画を策定すること。

（２）計画策定にあたっての主な留意事項

①　**自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握**

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、把握すること。

②　**社会的養護経験者等の自立に向けた取組**

児童自立生活援助事業について

①を踏まえて、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定すること。

社会的養護自立支援拠点事業について

○これまで公的支援につながらなかった者等も本事業の対象となることから、①の自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定すること。

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について

○国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、支援ニーズに即した支援体制の整備に向けた計画を策定すること。

○支援体制の整備に当たっては、社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討すること。

（３）必要的記載事項抜粋

1. **自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握**

留意事項を踏まえて、計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」を算出し、記載すること。自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握について、計画期間における「取組方針」を具体的に記載すること。なお、「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の込み」の算出に当たっては、計画期間内に18 歳を迎える者及び各年度に措置延長されている者を把握した上で、それらの中から、措置延長等を必要とする者を適切に見込むこと。

②　**社会的養護経験者等の自立に向けた取組**

社会的養護自立支援拠点事業については、事業開始時において対象者の実情把握や必要な整備個所数を見込むことが困難であることから、事業を実施していく中で必要な整備量を検討していくこと。

**※資源の必要量等**

・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

**２．府の現状と整備・取組方針**

（府の主な取組み）

○児童自立生活援助事業の新規実施について、随時調整を実施。

○社会的養護自立支援拠点事業について、令和６年度から大阪市・堺市と連携して開始。

（整備方針）

（取組方針（案））

☞児童自立生活援助事業実施の促進

　Ⅰ型の新規開設検討、Ⅱ・Ⅲ型の実施促進

☞社会的養護自立支援拠点事業の継続、必要に応じた機能強化

☞社会的養護自立支援協議会の設置検討

☞社会的養護経験者等の実情把握について、自立支援拠点事業の枠組みで検討

（関係機関等）

・社会的養護自立支援拠点

・児童自立生活援助事業の実施事業者

・乳児院、児童養護施設等

**３．進捗の自己点検及び評価の方法**

・評価指標の補足

（評価のための指標例）

・資源の必要量項目に同じ